

秋田市地域福祉計画の構成(案)

5つの基本理念

★適切なサービス

個人として尊重され
適切なサービスが選択
できる社会

★自立

健やかで生きがい
を持った生活を送るこ
とができる社会

★協働

住み慣れた地域で
ともに支え合い
助け合う社会

★地域づくり

安全かつ快適な生活
を送ることができる社会

★参加

自らの意思で様々な
社会活動に参加する
ことができる社会

すべての市民が…

3つの基本方針 計画に盛り込むべき事項

主体的な選択

- ・サービスの調査、点検、目標量の設定
- ・相談支援体制の整備
- ・サービスの利用に関する情報提供
- ・サービスの評価・内容の開示などによる利用者のサービス選択の確保
- ・サービスの利用に結びついていない要支援者への対応など

公共私公=行政 共=「公」と「私」のあいだ 私=個人の責任と役割分担

- ・社会福祉を目的とする民間サービスの振興、参入促進
- ・民間サービスと公的サービスとの連携(公共私協働の実現)
- ・福祉、保健、医療、教育、環境、その他幅広い生活関連分野との連携など

社会参加と自己実現

- ・地域住民、ボランティア、NPOなどの社会福祉活動への支援(情報入手、知識・技術の習得、活動拠点に関する支援)
- ・地域住民、サービス利用者の自立
- ・住民の地域福祉についての意識の向上、主体的参加の促進
- ・住民の交流会、勉強会等の開催など

地域福祉計画のガイドライン(案)がまとまりました。



福祉の問題は、いつかは家族や自分が向き合うことになるもので、決して「他人事」ではなく、「身内事」でもあり、「自分事」でもあります。

その解決のためには、さまざまなサービスが満たされていることが望ましいわけですが、少子高齢化の進展、深刻な経済不況さらには、虐待や引きこもりなどの新たな課題の出現によって、福祉を取り巻く環境は、ますます複雑・多様化しているのが現状です。

でも、心配ばかりしていてもはじまりません。これからの福祉がどうあるべきかを、みんなで知恵を出し合って、じっくり考えていかなければなりません。

地域の「ちから」を見つめ直したい

市では、平成十六年四月のスタートをめぐり、新しく「地域福祉計画」の策定を進めています。策定にあたり、福祉の専門家や組織する秋田市社会福祉審議会(倉田正義委員長)に地域福祉専門分科会(倉田正義委員長)を設置し、計画内容の話し合いを始めています。市民のみなさんのお考えを把握するためのアンケートも実施しました。

住み慣れた地域で安心して暮らせるしあわせ みんなで作って考えましょう！

新しい福祉のか・た・ち

福祉サービスを上手に活用することも、もちろん大切です。それにプラスして、地域に暮らす人たちが、地域に暮らす仲間として、支え合い・助け合っていくことができれば、もっと安心です。

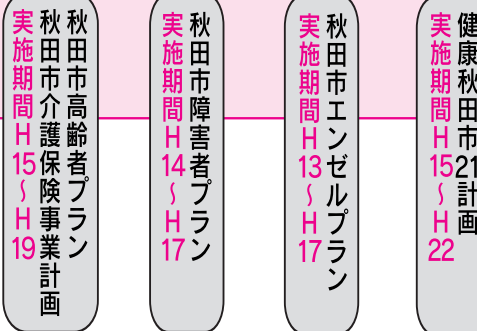
これからの福祉のあり方を左右する切り札は、やっぱり人と人との支え合い。そんな「優しいおせっかい」がいっぱいの「地域」でありたいものです。

●秋田市地域福祉計画の位置づけ(案)

第10次秋田市総合計画 実施期間 H15～H22

秋田市地域福祉計画 実施期間 H16～H20

けやきのまちのしあわせプラン～秋田市保健福祉長期計画～



地域福祉計画とは？

半世紀ぶりに改正された社会福祉法(平成十二年六月成立)では、「地域福祉の推進」という新しいテーマが掲げられました。そして、住民だれもが、身近な地域で自立した生活を営み、あらゆる分野の活動に参加できるようにするために、次の事柄を盛り込んだ計画をつくることが求められています。

福祉サービスの適切な利用の推進
社会福祉を目的とする事業の健全な発達
地域福祉に関する活動への住民参加の促進

地域福祉計画の策定にあたっては、行政が主体となるのではなく、市民のみなさんの参加に基づいた計画づくりをしていくこととしています。

地域福祉計画のイメージ

これまで、秋田市の保健福祉施策は、けやきのまちのしあわせプランの各部門計画に基づいて実施してきました。

これらの計画は、高齢者、障害者、子ども、というように、対象となる人々をそれぞれ別々にとらえ、そのうえで行政によるサービスがどうあるべきかをとりまとめたものでした。新しくつくる地域福祉計画では、特定の人だけではなく、すべての市民を対象に、これまでの計画をつなぎ合わせ、限られた財源の中で、より一層効率的なサービスの提供につとめます。

また、行政による支援はもちろん、「地域」にスポットをあてて、ボランティアやNPOをはじめ、地域における多様な主体の協働によって、市民参加による「支え合い」の社会がはぐくまれていくことをめざします。

本格的な策定作業は来年度！

市民アンケートの結果(八、九ページ参照)や、これまでの社会福祉審議会の話し合いなどにより、新しくつくる地域福祉計画のガイドライン(指針)の素案がまとまりました。計画は、上図のようなイメージで、五つの基本理念と三つの基本方針を考えています。

市では、地域福祉計画のガイドラインをもとに、幅広く市民のみなさんからの考えをお聞きしながら、平成十五年度いっぴいをかけて計画の中に盛り込む各種の施策を構築していくこととしています。

計画の公表は平成十六年三月の予定です。

ガイドラインにみなさんの意見を

地域福祉計画のガイドラインの詳しい内容、また、市民アンケートの分析結果などは、ホームページに掲載しています。ホームページをご覧になれるかたには、資料の郵送もしています。ガイドラインへのご意見、ご要望をお待ちしています(三月十五日(土)締切)。

福祉総務課地域福祉担当

〒010 8560 秋田市山王二丁目1-1

☎(866)2092、FAX(866)2417

ホームページ <http://www.city.akita.jp/city/wf/mv/>

各地域でワークショップを開催

地域福祉計画は、市民のみなさんとの協働でつくりあげます。

平成十五年度からは、みなさんと意見交換などをするワークショップ(研修会を各地域ごとに開催していきます。日時・会場が決まりました。広報あきたでお知らせします。お気軽にご参加ください。